

■ 4条1項11号

不服 2022-015341

＜本願商標＞

「l a b e l l e v i e」(標準文字)

第35類「広告業, 商品の実演による広告, オンラインによる広告, 屋外広告物による広告, 事業に関する情報の提供, 商品及び役務の販売促進・提供促進のための企画及びその実行の代理, マーケティングの代理又は代行, トレーディングスタンプの発行・・・, 酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供,・・・, 加工食品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供,・・・, 薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供,・・・他」

※補正後の指定役務

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標1:「B E L L E V I E」(標準文字)

第33類「洋酒, ぶどう酒, その他の果実酒, 日本酒, 中国酒, 薬味酒」

引用商標2:「B e l l e V i e」(標準文字)

第3類「せっけん類, 化粧品, 香料類、但し、化粧品を除く」

引用商標3: **BELLE VIE**

第3類「つけまつ毛用接着剤, つや出し剤, 歯磨き, 化粧水, 乳液, 美容液, 化粧品, つやだし紙」

引用商標 4 : BELLE VIE

第 5 類（参考訳）「食餌療法用の食品調製剤，ビタミン・ミネラル及び薬草の栄養補助食品，医療のための免疫系の機能を高める及び刺激するための免疫学的因子製剤の形状をした食餌療法剤」※マドプロ（国内登録済）

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「l a b e l l e v i e」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさ、等しい間隔で外観上まとまりよく一体的に表されているものであり、構成中の「l a」、「b e l l e」又は「v i e」のいずれかの文字部分が独立して看者の注意を引くようなものではない。

また、構成文字全体から生じる「ラベルヴィ」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、たとえ、構成中の「l a」の文字部分が、フランス語の定冠詞を表記したものと理解される場合があるとしても、本願商標のかかる構成及び称呼等においては、殊更に、その構成中の「l a」の文字部分を捨象して「b e l l e v i e」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成文字全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然である。

そうすると、本願商標について、その構成中の「b e l l e v i e」の文字部分を分離、抽出し、その上で、本願商標と引用商標とが類似するとした原査定の判断は、妥当なものとはいえない。

さらに、本願商標全体と引用商標との比較において、他に両商標が類似するというべき事情は見いだせない。

したがって、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**l a b e l l e v i e**」は、たとえ、構成中の「**l a**」の文字部分が、フランス語の定冠詞を表記したものと理解される場合があるとしても、かかる構成及び称呼等においては、殊更に、その構成中の「**l a**」の文字部分を捨象して「**b e l l e v i e**」の文字部分のみに着目し、これのみをもって取引に資されるというよりは、むしろ構成文字全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然であるから、引用商標「**B E L L E V I E**」等とは非類似であると判断されました。

過去の特許庁の審決においては、定冠詞の有無の違いがある商標同士の類否について、類似と判断されたケース、非類似と判断されたケースのどちらもあり、その判断基準は、正直よくわかりません。

ただ、近年の審決では、本事件と同じように、商標の構成中に定冠詞が含まれていても、当該部分が分断されることなく、一体不可分のものとして認定された結果、非類似と判断される傾向がある印象です。たとえば、マドプロ案件ではありますが、「**LA BELLE**」と「**B e l l e \ベル**」が非類似と判断された審決（不服 2021-650017）があります。

この審決の存在も、本事件の判断に多少は影響しているものと推測されます。

個人的には、「本当に非類似の結論で良いのかな」という気がしています。特に、審決では『構成文字全体から生じる「ラベルヴィ」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。』と言っていますが、そもそもフランス語の定冠詞の *l e* (ル)、*l a* (ラ)、*l e s* (レ) は全て一音なのですから、むしろ「無理なく一連に称呼し得」ない場合などあるのか疑問です。

「弁当」と「焼肉弁当」くらいの違いがあるならまだしも、定冠詞の有無は、「弁当」と「お弁当」くらいのニュアンスの違いしかない気がするのですが、そのように感じるのは当職だけでしょうか（少したとえがわかりにくいかもしれませんが・・・）。

ちなみに、「**l a b e l l e v i e**」や「**B E L L E V I E**」には、フランス語で「美しい人生」とか「美しい生活」といった意味があるようです。フランス語となると、我が国で一見して意味合いが理解できる人はそう多くはないと思いますが、これがもっとわかりやすい語であったなら、両商標の「観念同一」が認定され、その結果、結論が変わるということもあり得るのではないかと思います。

（弁理士 永露 祥生）

< 2023年6月2日 >